フランチャイズ店舗運営会社 事業廃止告知 のお知らせ

CLC グループ本社

株式会社 CLC コーポレーション

代表取締役 宍倉光洋

拝啓、時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度弊社との契約により CLC ネットワークのフランチャイズ店舗を運営しておりました株式会社CLCリライブ神奈川(「リライブ神奈川」)から、経営継続困難を理由に 2025 年 10 月 2 日付で事業を廃止する(近日中に破産手続開始の申立てを予定)旨の告知があったことをご報告いたします。

弊社といたしましても突然の出来事に困惑しているところでして、今後についての詳細は現在確認中ですが、リライブ神奈川は前記フランチャイズの加盟店舗の運営会社に過ぎず、同社と弊社との間で資本関係や経営上の関係はなく、それぞれ別々に事業を営んでおりました。従いまして、弊社東京本社ならびに直営店にご連絡いただいても、本件についてご対応はいたしかねます。

なお、リライブ神奈川からの告知には、「本件に関するご連絡は、破産手続開始決定がなされるまでの間は、当社の下記代理人宛てにお願いいたします」との記載もございましたので、申し添えさせて頂きます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

『〒236-0022 神奈川県横浜市金沢区町屋町 10-5 ライフモリ 9 号館 201

金沢文庫法律事務所

電話:045-781-6066

FAX:045-781-6067

弁護士:平島 慶子 』

敬具